別添資料８

**無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書**

無人航空機を飛行させる者　：　○○　○○

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | | | 確認結果 |
| 飛行経歴 | | 無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。 | 適 / 否 |
| 知　識 | | 航空法関係法令に関する知識を有すること。 | 適 / 否 |
| 安全飛行に関する知識を有すること。  ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）  ・気象に関する知識  ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能　等）  ・取扱説明書に記載された日常点検項目  ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目  ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制  ・飛行形態に応じた追加基準 | 適 / 否 |
| 能　力 | 一般 | 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。  ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象　等）  ・燃料又はバッテリーの残量確認  ・通信系統及び推進系統の作動確認 | 適 / 否 |
| 遠隔操作の機体※１ | GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 | 適 / 否 |
| GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。  ・上昇  ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機）  ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機）  ・前後移動  ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）  ・下降 | 適 / 否 |
| 自動操縦の機体※２ | 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 | 適 / 否 |
| 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。 | 適 / 否 |

※１　航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号に基づく許可・承認を受けた場合、当該申請書類のうち「（様式3）無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」で代替可能。

※２　航空局ホームページに記載されている「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けている場合、当該技能証明書の写しで代替可能。

※３　遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※４　自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明 |
|  |  |

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。